

国立大学法人岡山大学における随意契約情報（物品製造等）の公表

(令和4年12月1日現在)

物品等又は役務の名称及び数量	契約者の氏名、部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び所在地	契約金額(単位：円)	随意契約によることとした理由 ・適用条項 ・具体的な理由	備考
単結晶X線構造解析装置修理	学長 榎野博史 岡山市北区津島中1-1-1	令和4年6月20日	株式会社大熊 代表取締役 平井 亮 岡山市南区大福378番地1	8,910,000	・本学会計規則第41条第1項第1号。 ・本業務を行うことのできる唯一の業者であるため。	
パルス電流源用DLCAPモジュール	学長 榎野博史 岡山市北区津島中1-1-1	令和4年6月27日	日本ケミコン株式会社 代表取締役社長 上山 典男 東京都品川区大崎五丁目6番4号	6,974,000	・本学会計規則第41条第1項第1号。 ・本業務を行うことのできる唯一の業者であるため。	
財務会計システム謝金機能改修業務	学長 榎野博史 岡山市北区津島中1-1-1	令和4年7月1日	株式会社ニッセイコム 取締役社長 小林 毅 東京都品川区大井1-47-1 (代理人) 株式会社ニッセイコム西日本支社 支社長 館野 心一 広島市中区中島町3-25	13,750,000	・本学会計規則第41条第1項第1号。 ・本業務を行うことのできる唯一の業者であるため。	
電子顕微鏡	学長 榎野博史 岡山市北区津島中1-1-1	令和4年7月5日	日本電子株式会社 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号 代表取締役 大井 泉 (代理人) 日本電子株式会社広島支店 支店長 西島 功 広島県広島市中区橋本町10-6	69,960,000	・本学会計規則第41条第1項第1号。 ・本業務を行うことのできる唯一の業者であるため。	
病院情報ネットワークシステム改修及び機器移設作業	学長 榎野博史 岡山市北区津島中1-1-1	令和4年7月26日	富士通JAPAN株式会社 代表取締役 砂田 敬之 東京都港区東新橋1-5-2 (代理人) 富士通JAPAN株式会社岡山支社 支社長 黒田夕起夫 岡山市北区磨屋町10-12	31,694,850	・本学会計規則第41条第1項第1号。 ・本業務を行うことのできる唯一の業者であるため。	
血管造影X線診断装置修理業務	学長 榎野博史 岡山市北区津島中1-1-1	令和4年9月8日	株式会社フィリップス・ジャパン 代表取締役社長 ジャスパー・アスエラス・ウェステリンク 東京都港区港南二丁目13番37号 フィリップスビル	19,604,970	・本学会計規則第41条第1項第1号。 ・本業務を行うことのできる唯一の業者であるため。	
遺伝子搭載アデノウイルスベクターのGMP製造委託	学長 榎野博史 岡山市北区津島中1-1-1	令和4年9月28日	オンコリスバイオファーマ株式会社 代表取締役社長 浦田 泰生 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	38,500,000	・本学会計規則第41条第1項第1号。 ・本業務を行うことのできる唯一の業者であるため。	
計算サーバ	学長 榎野博史 岡山市北区津島中1-1-1	令和4年9月28日	株式会社HPCソリューションズ 東京都中央区日本橋大伝馬町3-2 代表取締役 河野 証	7,744,000	・本学会計規則第41条第1項第1号。 ・本業務を行うことのできる唯一の業者であるため。	
手術映像支援システム	学長 榎野博史 岡山市北区津島中1-1-1	令和4年10月27日	株式会社カワニシ 代表取締役 本山 章 岡山市北区今1丁目4番31号 (代理人) 株式会社カワニシ岡山支店 支社長 眞壁 強志 岡山市北区今1丁目4番31号	50,804,380	・本学会計規則第41条第1項第1号。 ・本業務を行うことのできる唯一の業者であるため。	
入退室・RI在庫管理システム	学長 榎野博史 岡山市北区津島中1-1-1	令和4年11月8日	富士電機株式会社 関西支社 支社長 前田 一樹 大阪市北区大深町3-1	9,900,000	・本学会計規則第41条第1項第1号。 ・本業務を行うことのできる唯一の業者であるため。	
生体顕微鏡に付設する多光子パルスレーザー	学長 榎野博史 岡山市北区津島中1-1-1	令和4年11月10日	株式会社大熊 代表取締役 平井 亮 岡山市南区大福378番地1	28,092,680	・本学会計規則第41条第1項第1号。 ・本業務を行うことのできる唯一の業者であるため。	
Nature Index Japan 2023 記事広告掲載及び製作業務	学長 榎野博史 岡山市北区津島中1-1-1	令和4年11月15日	ネイチャー・ジャパン株式会社 代表取締役 アントワーヌ・ブーケ 東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー5階	5,441,040	・本学会計規則第41条第1項第1号。 ・本業務を行うことのできる唯一の業者であるため。	